

三菱UFJ年金ニュース 特別版

# 最近の年金関連トピックス

2024年7月

# 目次

---

本資料掲載のトピックス	…2
1. 公的年金及び企業年金制度関連	
1-1. 第2回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について	…5
1-2. 第33回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について	…7
1-3. 社会保障審議会「第9回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催について	…9
1-4. 第14回社会保障審議会年金部会の開催について	…12
1-5. 第34回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について	…15
1-6. 第3回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について	…17
1-7. リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について	…19
1-8. 第15回社会保障審議会年金部会の開催について	…20
1-9. 第5回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について	…23
1-10. 第35回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について	…25
1-11. 第6回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について	…28
1-12. 第4回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について	…30
1-13. 2024年3月末の企業年金の資産残高等について(信託協会集計結果)	…33
1-14. 第7回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について	…34
2. その他トピックス	
2-1. 男女共同参画会議、「女性版骨太の方針2024(原案)」を公表	…37
2-2. 政府、「経済財政運営と改革の基本方針2024(原案)」と「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(2024改訂版案)」を公表、「女性版骨太の方針2024」を決定	…39
3. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(2024年4月～6月)	…42

# 本資料掲載のトピックス

## 《第34・35回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について》 ⇒ P.15、P25

### ポイント解説

- 第34・35回企・個部会では、政府「資産運用立国実現プラン」で提示された、「**加入者のための運用の見える化の充実**」と、「**資産運用力の向上**」に対する**対応案が提示**された

### DB・DC加入者のための運用の見える化(案)

#### DBの見える化

- 開示項目は、毎年の**事業報告書、決算に関する報告書の報告項目をベース**(一部新規の報告項目追加を検討※1)  
※1 **運用状況(運用の基本方針等)や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報について事業報告書に追加を検討**
- 開示の方法については、**厚生労働省がDB別に公表を行う事を想定**
- 開示対象要件として規模要件※2を設ける(個人情報保護の観点からの配慮も必要)  
※2 300人以上の場合、加入者数で90%、制度数で34%をカバー、100人以上の場合、加入者数で98%、制度数で71%をカバー

#### DCの見える化

- 開示項目は、毎年の**事業主報告書、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベース(一部新規に報告)**
- 報告方法は、**記録関連運営管理機関(RK)経由の報告を想定**
- 開示の方法については、**厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表を行う事を想定**(開示は全事業所を対象)
- 運用の方法の見える化については、運営管理機関等による取組の改善を促進

出所:厚生労働省「第34回社会保障審議会企業年金・個人年金部会」資料1より弊社作成

### DB運用ガイドラインの改訂(案)

項目	改訂項目	改訂内容(案)
3-(1)事業主及び基金理事の一般的義務	<b>【追加】</b> 金融サービスの提供に関する法律における「 <b>誠実公正義務</b> 」の位置づけ追加	新たな事項が義務づけられたものではなく、現行の忠実義務等の規定による対応を定着・底上げするものである旨を明確化するため、 <b>一般的な義務に「注」を追記</b>
3-(5)運用の委託	<b>【追加】</b> スチュワードシップ活動に係る協働モニタリング <b>【追加】</b> 運用受託機関の定期的な評価・必要に応じた見直し	運用受託機関によるスチュワードシップ活動について、 <b>協働モニタリングの取組に参画することが考えられる旨を記載</b> 総幹事会社を含む <b>運用受託機関の定期的な評価・必要に応じた見直しを行うことが望ましいことを記載</b>
3-(9)自己研鑽	<b>【見直し】</b> 人材育成等の推進	<b>適切な資質を持った人材</b> (一定年数の実務経験を有する人材、関連する資格や研修受講歴を有している人材等) <b>の計画的な登用・配置が望ましいことや、専門性の向上に努めることを記載</b>
6-(3)加入者等への業務概況周知	<b>【追加】</b> 加入者のための見える化(任意の情報開示)	加入者の利益に資するよう、加入者への周知事項等を <b>HP公表(情報開示)することが考えられる旨を記載</b>

出所:厚生労働省「第35回社会保障審議会企業年金・個人年金部会」資料1より弊社作成

# 本資料掲載のトピックス

## 《第4回 アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について》 ⇒ P.30

項目	基本的考え方（注：【 】は筆者が追記したもの）
原則1	<p><b>【運用目的の明確化と運用目標・運用方針の策定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセットオーナーは受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのか<b>運用目的を定め</b>、適切な手続きに基づく意思決定の下、<b>運用目的に合った運用目標及び運用方針を定め</b>、状況変化に応じて適切に見直すべきである</li> </ul>
原則2	<p><b>【人材確保と体制整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められ、アセットオーナーは「原則1」の<b>運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備</b>を行い、体制を適切に機能させるとともに、知見が不足する場合は必要な外部知見の活用や外部委託を行うべきである</li> </ul>
原則3	<p><b>【委託先と運用方法の適切な選択】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセットオーナーは、運用目標の実現のため<b>運用方針に基づき、運用方法の選択を適切に行う</b>ほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきであり、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な委託先を選定するとともに定期的な委託先の見直しを行うべきである</li> </ul>
原則4	<p><b>【ステークホルダーに対する運用状況の「見える化」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセットオーナーは、ステークホルダーへ<b>運用状況の情報提供（「見える化」）</b>を行うべきである</li> </ul>
原則5	<p><b>【ステewardシップ活動の実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るにあたり、自ら又は<b>委託先である運用会社の行動を通じてステewardシップ活動を実施</b>する等、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである</li> </ul>

### （ご参考）今後のスケジュール

- 今年夏に「アセットオーナー・プリンシプル」が公表予定
- 「アセットオーナー・プリンシプル」の内容を踏まえて、今年秋に「DB運用ガイドライン」改訂予定

	【厚生労働省】 社会保障審議会	【内閣官房】 資産運用立国分科会	【金融庁】 顧客本位タスクフォース
2023年 11～12月		「資産運用立国実現プラン」 公表	「金融サービスの提供に関する法律」（金サ法）公布
2024年春		アセットオーナー・プリンシプル （案）提示（2024.6.3）	
2024年夏	2024年公的年金 財政検証結果公表	アセットオーナー・プリンシプル の公表（2024年夏）	
2024年末	年金部会、企・個部会での次 期年金改正の議論とりまとめ	DB運用ガイドライン改訂（2024年秋）	
2025年初	2025年通常国会に公的年金、 DBDC法改正案が提示		

---

## 1. 公的年金及び企業年金制度関連

# 1-1. 第2回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について

- ・ 3月26日、アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会が開催
- ・ 各省庁からの資料を基に、アセットオーナーに共通する原則を検討するにあたり、主に2つの論点について議論

～以下、メールマガジン「第2回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について」転載～  
【配信日】2024年3月28日

3月26日、アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会（以下、作業部会）が開催されました。本作業部会は「資産運用立国実現プラン」（2023年12月13日）において、「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を今年夏目途に策定する」と明記されたため、実務レベルの検討を行うべく、資産運用立国分科会の下に設置されたものです。

当日は主な論点として、各省庁からの資料を基に、アセットオーナーに共通する原則を検討するにあたり、下記の2点について議論が行われたようです。（非公開形式、資料開示のみ）

## <主な論点>

- ・「受益者等に適切に運用の成果をもたらす等の責任」（受託者責任）を柱に据えた上で、これを実現するためにどのような論点が考えられるか。  
その際、規模や市場における地位等に照らして、取り組むべき課題や求められる体制にどのような差があるのか。
- ・アセットオーナー・プリンシプルを策定した後、各アセットオーナーによるプリンシプルの活用や運用力の高度化を後押しする上で、プリンシプルの周知のほか、どのような取組が考えられるか。

## <企業年金・GPIFの資産運用の状況について（厚労省資料より）>

### 企業年金の取り組みについての主な記載

#### ・DBの資産運用方針

DBの資産運用は、加入者等のために忠実にを行うこととされており（忠実義務）、法令やガイドライン等にて、基本的な留意事項や具体的な責任等を示している。

#### ・DBの一般的な運用体制

#### ・DBの外部委託運用・人材確保

DBにおいては、基本的に資産運用を受託機関（金融機関）に委託しているため、受託機関を適切に選任し、評価することが重要。こうした観点から、人材確保・運用体制等に係る制度を整備してきた。これに加え、資産運用立国実現プランを踏まえ、厚労省の審議会等で資産運用力の向上に向けた更なる方策を検討している。

# 1-1. 第2回アセットオーナー・プリンシプルに関する 作業部会の開催について

- DBの資産運用の高度化・責任投資活動に係る取組み(企業年金連合会による支援事業)  
資産運用に係る人材育成/情報提供  
スチュワードシップ活動の協働モニタリング

- DBの運用に係る情報提供/開示

現行法上、事業主等は、DBの業務概況について加入者に周知しなければならない。  
これに加え、資産運用立国プランを踏まえ、他社と比較できる情報開示について、具体的な方策を交渉等の審議会等で検討している。

- DBの資産運用の状況

- DBの健全性の確保

DBについては、財政の健全性を確保するとともに、受給権を保護する観点から、毎年度、一定の基準を用いて財政状況を確認すること等を義務付けている。

上記企業年金の他、「GPIF」、「国家公務員共済組合連合(KKR)の積立金の管理運用」、「地方公務員共済の積立金の管理運用に係る実体」、「私立学校教職員共済(私学共済)の積立金の管理運用に係る実体」として、それぞれの運用方針、運用体制、外部委託運用等についても報告されています。

<今後の予定について>

- 次回の作業部会の開催時期や内容等は明らかにされておりませんが、2024年夏に向けて引き続き議論が進められていくものと見込まれます。

<ご参考資料>

○第2回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会(2024.3.26)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/bunkakai/asset\\_dai2/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/asset_dai2/index.html)

○資産運用立国実現プラン

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou\\_torimatome/plan.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_torimatome/plan.pdf)

## 1-2. 第33回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について

- ・ 3月28日、第33回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会が開催
- ・ 「議論の中間整理」「生活設計と年金に関する世論調査」について議論

～以下、メールマガジン「第33回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について」転載～  
【配信日】2024年3月29日

3月28日に第33回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会(以下、企・個部会)が開催され、前回提示された「議論の中間整理(案)」について前回からの変更点が事務局から説明され、本日の部会です承されました。

また、内閣府で実施した「生活設計と年金に関する世論調査」について事務局から報告がなされ、意見交換が行われました。

主な内容についてお伝えします。

### <今回の議題>

- (1)社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理について
- (2)「生活設計と年金に関する世論調査」について(報告)

### <主な内容>(事務局からの説明内容)

#### (1)議論の中間整理について

- ・前回提示された「中間整理(案)」に対して各委員からの意見を反映した箇所および「V.健全化法への対応」を項目として追加した旨が事務局から説明
- ・異論はなく、企・個部会における「議論の中間整理」として了承されました  
(なお、厚生労働省HPで公開されました)

#### (2)「生活設計と年金に関する世論調査」について(報告)

- ・内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」結果について事務局から説明

### 【アンケート実施概要】

- ・対象者:全国18歳以上の日本国籍を有する5,000人(郵送)(有効回収数2,833人)
- ・調査期間:11月2日～12月10日

## 1-2. 第33回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について

### 【主な内容】

- ・「何歳まで仕事をしたいか」については、「61～65歳」が28.5%で最も多く、次いで「66～70歳」が21.5%
- ・「老後に向けた公的年金以外の資産準備」については、「預貯金」が最も多く67.6%、次いで「退職金や企業年金」が32.9%
- ・「私的年金制度に加入しているまたはしていた理由」については、「勤めている会社でDB・企業型DC・厚生年金基金を実施していたから」が57.5%で最も多い
- ・「私的年金に加入していないまたはしていなかった理由」については、「私的年金制度についてよく知らないから」が48%で最も多い
- ・「私的年金の改善点」については、「手続きをより簡単にしてほしい」が36.2%で最も多い

### <委員からの主な意見>

#### (1)議論の中間整理について

- ・企業の賃上げ意向が強い中、退職給付制度の見直しまでには至っていないが、退職給付制度の給付水準を高める政策として何ができるのかといった観点での検討も必要
- ・時代の変遷とともに企業年金に求められる役割も変わってきていると考えられ、企業年金の役割を再度検討し直すことも必要ではないか、ただし現状の権利を阻害することがないように慎重に検討することも必要
- ・労働者の多様性に対応可能な私的年金制度にしていく必要がある

#### (2)「生活設計と年金に関する世論調査」について(報告)

- ・私的年金を推進する上で、国民に対する金融経済教育が大切であると考え
- ・私的年金の未加入理由として「よく知らないから」が多く、国としての広報が必要
- ・私的年金の課題については「手続きの簡素化」を求める回答が多く、さらなる手続きの簡素化を進める必要がある

#### (上記手続きの簡素化に関して国基連から以下のような説明あり)

- ・電子申請化が進んでおり、iDeCo加入申請では約35%まで増加(但し運営により異なる)
- ・2024年12月のDC法改正施行に向け、事業主証明書の廃止等を対応予定

### <今後の予定について>

- ・次回の企・個部会の開催時期や内容等は明らかにされておりませんが、今回まとめられた「議論の中間整理」に沿って、次期制度改正・税制改正に向け、引き続き、企・個部会において各論点の更なる深掘りと議論が行われていく予定です。

### <ご参考資料>

- 厚生労働省「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理」(2024年3月28日)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39285.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39285.html)
- 厚生労働省「第33回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会」資料  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39183.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39183.html)
- 内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」(2024年3月)  
<https://survey.gov-online.go.jp/r05/r05-nenkin/>

## 1-3. 社会保障審議会「第9回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催について

- 4月12日、社会保障審議会 第9回「年金財政における経済前提に関する専門委員会」が開催
- 令和6年財政検証における経済前提について議論
- 2024年公的年金財政検証に向けて、これまで議論の内容が報告書(案)として事務局から提示され、異論なく了承された

～以下、メールマガジン「社会保障審議会「第9回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催について」転載～【配信日】2024年4月15日

4月12日、社会保障審議会「第9回年金財政における経済前提に関する専門委員会(※1)」(以下、専門委員会)が開催されました。

2024年公的年金財政検証に向けて、これまで議論されてきた内容が報告書(案)として事務局から提示され、異論はなく了承されました。

今回の議論の主な内容は以下のとおりです。

### <今回の議題>

#### ○令和6年財政検証における経済前提について

- ・2024年財政検証に用いる経済前提の「基本的な考え方」は、1月31日開催の年金部会で中間報告が行われており、了承済み
- ・今般、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(第2・3回経済財政諮問会議)に基づいて、中長期の経済前提のケース設定等についての確認が行われました

#### 【基本的な考え方】

- ・財政検証結果は、将来の状況を正確に見通す予測(forecast)ではなく、現時点で得られるデータを将来の年金財政に投影(projection)するものであり、複数のシナリオを幅広く設定し、幅を持って解釈する必要がある
- ・財政検証は100年にわたる超長期の推計であり、足下の一時的な変動にとらわれず、超長期の視点に立ち妥当と考えられる範囲で設定する必要がある
- ・長期の姿を描く財政検証の性質を踏まえ、運用利回りの前提は短期的な時価変動を平滑化したものと整理し、積立金も平滑化したものを使うことが適当

#### 【これまでの経済前提と実績値との比較】

- ・公的年金は収入・支出共に長期的には賃金上昇率に従って変動する仕組みで年金財政に影響を与えるのは収入・支出で賃金上昇に連動しない部分であり、「実質賃金上昇率」と「実質的な運用利回り(スプレッド)」が重要
- ・これまで設定した経済前提を2001～2021年度平均実績と比較すると「実質賃金上昇率」は実績より高く、「実質的な運用利回り(スプレッド)」は実績より低く設定されていた
- ・全要素生産性(以下、TFP)(※2)上昇率や労働生産性上昇率の実績も、低めに位置していた

# 1-3. 社会保障審議会「第9回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催について

## 【経済モデルの建て方】

- ・これまでの財政検証に用いられてきたマクロ経済に関する試算の基本的な枠組み(経済モデルの建て方)は、今回も同様の手法を用いる
- ・ただし、状況変化等を踏まえ、改善が可能と考えられる点は改善を行う  
(今回の主な改善点)
- ・総投資率は、利潤率の変化に一定のタイムラグを置いて同様に变化する動きが確認されたため、利潤率を説明変数とする回帰式により設定する方式に見直す
- ・利潤率については、資本と労働への分配という観点を踏まえ、GDPから「生産・輸入品に課される税-補助金」を控除する計算式に変更する
- ・異常値の排除には恣意性が入る余地があり、新型コロナウイルスの影響下のデータを除外せずに使用する

## 【経済モデルにおけるシナリオの設定等】

- ・2019年財政検証では、TFP上昇率について「0.3～1.3%」の6ケースの経済前提が設定されたが、今回は「0.2～1.4%」の4ケースを設定
- ・TFP上昇率は内閣府の中長期試算(※3)で設定したものに「ゼロ成長ケース」を追加
- ・運用利回りはGPIFの実績の10年移動平均の分布を活用
- ・労働投入量の設定は、長期推計や労働力需給推計との整合性を踏まえて設定
- ・資本分配率及び資本減耗率は、経済前提への影響は小さいため、全てのケースにおいて過去30年平均の実績で設定
- ・物価上昇率については、日銀の物価安定目標の2.0%、長期推計の推計値2.0%及び0.8%、過去30年の実績の平均値0.4%を使用

## 【今回のケース設定】

- ケース1「成長実現ケース」: TFP上昇率1.4%、物価上昇率2.0%、労働投入量(労働参加が大きく進展)
- ケース2「長期安定ケース」: TFP上昇率1.1%、物価上昇率2.0%、労働投入量(労働参加が大きく進展)
- ケース3「現状投影ケース」: TFP上昇率0.5%、物価上昇率0.8%、労働投入量(労働参加が一定程度進展)
- ケース4「ゼロ成長ケース」: TFP上昇率0.2%、物価上昇率0.4%、労働投入量(労働参加が現状)

## 【足下の経済前提の設定】

- ・足下の実質賃金上昇率、物価上昇率については、内閣府の中長期試算に準拠
- ・足下の運用利回りについては、GPIFの実質運用利回りの実績(対物価)を基に設定

# 1-3. 社会保障審議会「第9回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催について

## 【経済変動を仮定するケースの設定】

- ・マクロ経済スライドの効果が検証できるよう、前回同様に経済変動を仮定するケースを設定（前回同様に周期10年、物価上昇率の変動幅1.1% 名目賃金上昇率の変動幅2.9%を用いる）
- ・国際人口移動は毎年約16万人とする。前回推計の前提（約7万人）より大幅に増加しているが、経済前提への影響は、0.1%未満と限定的

## ＜出席委員からの主な意見＞

- ・今回は前回設定のTFP上昇率と比較して、より幅広いケース設定となっており、6ケースから4ケースにしたこと及び各ケースの意味を国民に正しく説明していくことが必要である（複数の委員から同様の意見あり）
- ・前回の経済前提の設定からの変更点を分かりやすく国民に伝えることも必要
- ・前回の経済前提の設定から、より論理的に設定されたものと考えられる

## ＜今後の予定について＞

- ・本専門委員会としてまとめられた財政検証の経済前提については、4月16日開催の年金部会へ報告が行われる予定です
- ・本専門委員会は2022年11月18日から全9回開催されてきましたが、今回を持って一区切りとなりました

※1:本専門委員会は、2024年公的年金財政検証における経済前提等について、年金部会での審議に資するため専門的・技術的な事項について検討を行うために年金部会の下に設置されたもの

※2:全要素生産性(TFP: Total Factor Productivity)とは、経済成長(GDP成長)を生み出す要因のうち資本、労働以外の要因で技術革新・業務効率化・規制緩和・ブランド価値等をさす

※3:「中長期の経済財政に関する試算」は、今後10年程度の日本の経済財政の展望を示すもので、内閣府が年2回(1月と7月)「経済財政諮問会議」で公表

## ＜ご参考資料＞

○厚生労働省社会保障審議会「第9回年金財政における経済前提に関する専門委員会」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39656.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39656.html)

○内閣府「令和6年 第2回 経済財政諮問会議」(2024年2月29日)

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2024/0229/agenda.html>

○内閣府「令和6年 第3回 経済財政諮問会議」(2024年4月2日)

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2024/0402/agenda.html>

## 1-4. 第14回社会保障審議会年金部会の開催について

- 4月16日、第14回社会保障審議会 年金部会が開催
- 2024年公的年金財政検証の経済前提について、「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討結果が報告され、了承
- 今回提示された経済前提に基づき、2024年財政検証が進められる

～以下、メールマガジン「第14回社会保障審議会年金部会の開催について」転載～  
【配信日】2024年4月18日

4月16日、第14回社会保障審議会 年金部会(以下、年金部会)が開催され、2024年公的年金財政検証の経済前提について、「年金財政における経済前提に関する専門委員会」(※1)での検討結果が報告されました。

今回提示された経済前提に基づき、2024年財政検証が進められていくこととなります。

今回の議論の主な内容をお伝えします。

### <今回の議題>

- (1)2024年財政検証について
- (2)財政検証の経済前提について(報告)
- (3)社会保障審議会年金数理部会の2022年公的年金財政状況報告について(報告)

### <主な内容>(事務局からの説明内容)

#### (1)2024年財政検証について

##### 【2024年財政検証の基本的枠組み】

- ・人口の前提は、「日本の将来推計人口」(2023年4月、国立社会保障・人口問題研究所)の「低位・中位・高位」に基づく
- ・労働力の前提は、「労働力需給推計」(2024年3月、独立行政法人 労働政策研究・研修機構)に基づき、成長実現ケースは労働参加進展シナリオ、成長率ベースラインは労働参加漸進シナリオ、一人当たりゼロ成長は労働参加現状シナリオとする
- ・経済の前提については、「中長期の経済財政に関する試算」(2024年1月、内閣府)及び経済財政諮問会議で示された2060年度までのマクロ経済・財政・社会保障の試算(2024年4月2日)を参考に、長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率(※2)を軸とした幅広い複数ケースを次の通り4ケースで設定

##### 【2024年財政検証のケース設定】

- ・ケース1「成長実現ケース」: TFP上昇率1.4%、物価上昇率2.0%、労働参加進展シナリオ
- ・ケース2「長期安定ケース」: TFP上昇率1.1%、物価上昇率2.0%、労働参加進展シナリオ
- ・ケース3「現状投影ケース」: TFP上昇率0.5%、物価上昇率0.8%、労働参加漸進シナリオ
- ・ケース4「ゼロ成長ケース」: TFP上昇率0.2%、物価上昇率0.4%、労働参加現状シナリオ

## 1-4. 第14回社会保障審議会年金部会の開催について

### 【2024年財政検証のオプション試算(案)】

#### ○被用者保険の更なる適用拡大

- ・被用者保険の適用対象となる、短時間労働者の企業規模要件や個人事業所における非適用業種の適用範囲を見直した場合
- ・賃金要件や労働時間要件等についても見直しを加え、一定程度働く被用者を全て被用者保険の適用対象とした場合

#### ○基礎年金の拠出期間延長・給付増額

- ・基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

#### ○マクロ経済スライドの調整期間の一致

- ・基礎年金と報酬比例部分に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

#### ○在職老齢年金制度

- ・一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、老齢厚生年金の一部又は全部の支給停止の仕組み(在職老齢年金制度)の見直しを行った場合

#### ○標準報酬月額の上限

- ・厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)の見直しを行った場合

### (2)財政検証の経済前提について(報告)

- ・2019年財政検証では、TFP上昇率について「0.3～1.3%」の6ケースの経済前提を設定したが、今回は「0.2～1.4%」の4ケースを設定  
(詳細は4月15日付弊社メールマガジン「社会保障審議会」第9回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催について)をご参照)

### (3)社会保障審議会年金数理部会の2022年度公的年金財政状況報告について(報告)(※3)

- ・運用損益分を除く収入総額54.6兆円、支出総額53.7兆円で、単年度収支残はプラス0.9兆円、運用損益はプラス3.5兆円、積立金は前年度より4.4兆円増加し250.5兆円
- ・第1号被保険者数は2019年財政検証見通しを下回り、第2号被保険者数は上回る状況
- ・2020年度、2021年度を中心に高い運用収益の結果、積立金の実績が将来見通しを上回る状況
- ・2019年以降の合計特殊出生率は、2017年人口推計の中位と低位の仮定値の間に位置し、出生中位の仮定値との乖離は更に拡大している
- ・これら将来見通しからの乖離が一時的なものではなく中長期的に続いた場合は、年金財政に与える影響は大きなものとなる
- ・年金財政の観点からは、人口要素、経済要素等いずれも短期的な動向にとらわれることなく、長期的な観点から財政状況の動向を注視すべきである

## 1-4. 第14回社会保障審議会年金部会の開催について

### <出席委員からの主な意見>

- ・合計特殊出生率について、出生低位、死亡高位が現実に近い状況であることや、男女賃金格差の縮小は今後もしばらく続く一方、高齢者の労働参加率は頭打ちになることへの考慮も必要
- ・ケース名について、国民に分かりやすく見直した方が良いのではないかと  
(複数の委員から同様の意見あり)
- ・マクロ経済スライドについては「名目下限措置の撤廃」が重要な改正項目である
- ・標準世帯だけではなく、現状に合わせた多様な世帯類型に応じた試算も必要である
- ・オプション試算にあるから改正するものではなく、オプション試算にないから改正しないというものではないことを共通認識とすべき(複数の委員から同様の意見あり)
- ・財政検証の結果とオプション試算の意味を国民に正しく伝えることが大事である  
(複数の委員から同様の意見あり)

### <今後の予定について>

- ・次回の年金部会の開催時期等については明らかにされておりませんが、本日報告された経済前提に基づき2024年財政検証が進められ年金部会に報告される予定です

- ※1: 本専門委員会は、2024年公的年金財政検証における経済前提等について、年金部会での審議に資するため専門的・技術的な事項について検討を行うために年金部会の下に設置されたもの
- ※2: 全要素生産性(TFP: Total Factor Productivity)とは、経済成長(GDP成長)を生み出す要因のうち資本、労働以外の要因で技術革新・業務効率化・規制緩和・ブランド価値等をさす
- ※3: 公的年金財政状況報告は、社会保障審議会年金数理部会が公的年金の毎年度の財政状況について、公的年金の各制度・各実施機関からの報告に基づき、専門的な観点から横断的に分析・評価を行った結果をとりまとめたもの

### <ご参考資料>

○厚生労働省「第14回社会保障審議会年金部会」(2024年4月16日)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin\\_20240416.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240416.html)

# 1-5. 第34回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について

- ・ 4月24日、第34回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会が開催
- ・ 「企業年金の加入者のための運用の見える化」について議論

～以下、メールマガジン「第34回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について」転載～  
【配信日】2024年4月26日

4月24日に第34回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会(以下、企・個部会)が開催され、先日まとめられた「議論の中間整理」の中から、資産運用立国実現プランで示された課題等でもある「企業年金の加入者のための運用の見える化」についての議論が行われました。

主な内容についてお伝えします。

<今回の議題>

○企業年金の加入者のための運用の見える化について

<主な内容>(事務局からの説明内容)

(1)資産運用立国実現プランで示された課題と施策

【DBの見える化】

・加入者の最善の利益のために、事業主と加入者等が、運用の方針等を含めDB制度の必要な見直しを行うにあたって、他社と比較できるよう見える化を進めていくことが有用であり、運用成果の意味の周知や運用状況や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報の見える化(情報開示)を行う

【DCの見える化】

・加入者の最善の利益のために、他社や他の運営管理機関との比較の視点も含めて、事業主と加入者等が適切に運用の方法を比較・選定できるよう、見える化を進めていくことが有用であり、事業主ごとの運用の方法のラインナップや運用状況等を含む情報の見える化(情報開示)を行う

【実施方法と実施時期】

・具体的な方策は、厚生労働省が情報を集約して公表することも含め、次期年金制度改革に関する結論と併せて2024年末までに結論を得て、実施は次期年金制度改革時に行う(なお、可能な対応についてはこれを待たずに順次実施)

(2)企業年金の加入者のための運用の見える化の論点(事務局からの提示案)

【DBの見える化】

・開示項目については、毎年の事業報告書・決算報告書の項目を基本とし、運用状況(運用の基本方針等)や専門人材の活用に係る取組状況を新たに追加することとしてはどうか(事業報告書に追加)

・開示方法については、厚生労働省がDB別に公表を行うこととしてはどうか

・開示対象要件として規模要件を設けることについてどう考えるか

(現状)300人以上とすると、加入者数で90%、制度数で34%をカバー

100人以上とすると、加入者数で98%、制度数で71%をカバー

# 1-5. 第34回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について

## 【DCの見える化】

- ・開示項目については、毎年の事業主報告書・DC運営管理機関業務報告書の報告項目を基本としてはどうか（RK経由の報告を想定）
- ・開示の方法については、厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表を行うこととしてはどうか（開示は全事業所を対象）
- ・上記に加えて、運用の方法の見える化については、運営管理機関等による取組の改善（加入者にとって見やすいように）を促進することとしてはどうか

## <委員からの主な意見>

- ・加入者のための見える化であり、それ以外のステークホルダーに対する見える化ではないため、加入者にとってメリットがあるような見える化が必要
- ・企業年金は報酬の一部であり、賃金・賞与・退職金・企業年金の配分は各企業の人事戦略であり、他社の情報を見ることが本当に加入者のためになるか疑問がある
- ・加入者にとって何のために見える化しているかを説明することが大事
- ・企業年金は労使合意に基づく労働条件であり、数値比較だけでは加入者を誤認させてしまう場合もあり予定利率等の意味を正しく伝えることが必要
- ・予定利率を比較することで、予定利率の上げ圧力となり、必要以上にリスクを取ることは、かえって受給権保護の観点から問題があり慎重な検討が必要
- ・運用の専門人材の開示は、何をもって専門人材と見なすかの検討が必要（複数の委員から同様の意見あり）
- ・開示方法は中立的な厚生労働省が開示することが望ましい
- ・厚生労働省での情報開示に際しては電子情報での開示が必要（複数の委員から同様の意見あり）
- ・情報開示に際しては事業主の追加負担とならないよう配慮が必要（複数の委員から同様の意見あり）
- ・開示対象については、情報開示する主旨を鑑みると対象を制限すべきではないとの意見と、事業主の負担を考慮し一定規模以上で良いのではないかと意見、段階的に開示範囲を広げたらどうかとの意見もあり
- ・DCについては「投資教育の実施状況」の開示も必要ではないか

## <今後の予定について>

- ・「加入者のための運用の見える化」については、本日示された事務局案で大筋合意ができたとして、詳細な開示項目や開示方法について、本日の議論を踏まえ事務局で引き続き検討することとされました。
- ・次回の企・個部会の開催時期や内容等は明らかにされておりませんが、先日まとめられた「議論の中間整理」に沿って、次期制度改正・税制改正に向けて、各項目毎に順次議論が行われていくと見込まれます。

## <ご参考資料>

○厚生労働省「第34回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会」資料

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39885.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39885.html)

## 1-6. 第3回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について

- ・ 4月25日、アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会が開催
- ・ 2024年夏に公表予定の「アセットオーナー・プリンシプル(骨子案)」による「5つの原則(案)」が示され、本プリンシプルを受け入れる場合でも、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではなく「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法を取ることが明示された

～以下、メールマガジン「第3回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について」転載～  
【配信日】2024年4月26日

4月25日、「第3回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会(※1)(以下、作業部会)」が開催されました(作業部会は非公開で資料開示のみ)。

2024年夏に公表予定の「アセットオーナー・プリンシプル(骨子案)」による「5つの原則(案)」が示されました。また、本プリンシプルを受け入れる場合でも、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではなく「コンプライ・オア・エクスプレイン」(※2)の手法を取ることが明示されました。

今回の作業部会の主な内容は以下のとおりです。

<今回の作業部会での論点>

(1)スチュワードシップ及びサステナビリティについて

- ・アセットオーナーによるスチュワードシップ活動やサステナビリティ活動について、アセットオーナー・プリンシプルではどのように取り扱うべきか
- ・受益者の利益の最大化とのバランスを考慮し、小規模アセットオーナーもプリンシプルの対象にしているためにどのように取組みとすればよいか

(2)アセットオーナー・プリンシプル(骨子案)について

- ・アセットオーナーの範囲が幅広いことを踏まえた内容となっているか
- ・適用手法(コンプライ・オア・エクスプレイン)は、他のプリンシプルに照らし違和感のないものとなっているか
- ・受入状況の整理、公表など策定後にどのような施策に取り組むべきか

<アセットオーナー・プリンシプル(骨子案)>

【趣旨・位置付け】

- ・アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任(フィデューシャリー・デューティー)が求められ、これを実現する上で必要となる共通原則として「アセットオーナー・プリンシプル」を定める
- ・アセットオーナーの規模や運用資金の性格等は様々であるが、いずれのアセットオーナーにおいても受益者等の利益を追求するための備えを自ら点検し、本プリンシプルの活用が期待される
- ・本プリンシプルを受け入れる場合でも、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではなく「コンプライ・オア・エクスプレイン」(※2)の手法を取る
- ・本プリンシプルを受け入れる場合は、その旨を所管の関係省庁に表明し、政府において受入状況を整理、公表する

## 1-6. 第3回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について

【原則1】アセットオーナーは受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのか運用目的を定め、適切な手続きに基づく意思決定の下、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定め、状況変化に応じて適切に見直すべきである

【原則2】受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められ、アセットオーナーは「原則1」の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、体制を適切に機能させるとともに、知見が不足する場合は必要な外部知見の活用や外部委託を行うべきである

【原則3】アセットオーナーは、運用目標の実現のため運用方針に基づき、運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきであり、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な委託先を選定するとともに定期的な委託先の見直しを行うべきである

【原則4】アセットオーナーは、ステークホルダーへ運用状況の情報提供（「見える化」）を行うべきである

【原則5】アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るにあたり、自ら又は委託先である運用会社の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施する等、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである

※1 本作業部会は「資産運用立国実現プラン」（2023年12月13日）において、「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を2024年夏目途に策定する」と明記されたため、実務レベルの検討を行うべく資産運用立国分科会の下に設置されたもの。

※2 自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考えられる原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定されている

<今後の予定について>

・次回の作業部会の開催時期や内容等は明らかにされておりませんが、2024年夏の公表に向けて、引き続き議論が進められていくものと見込まれます。

<ご参考資料>

○第3回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会（2024.4.25）

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/bunkakai/asset\\_dai3/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/asset_dai3/index.html)

## 1-7. リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について

- 厚生労働省、4月1日現在の導入状況を公表
- リスク対応掛金を採用した企業年金は620件となり、やや鈍化傾向にあるが、順調に導入件数を伸ばしている

～以下、メールマガジン「リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について」転載～  
【配信日】2024年5月15日

厚生労働省が、2024年4月1日現在のリスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況を公表しましたので、ご案内します。

○リスク対応掛金 620件(対前年比+56件)

○リスク分担型企業年金 23件(対前年比0件)

### <所見>

・リスク対応掛金はいったん設定した場合は原則的として拠出が完了するまで変更することができず、変更できる場合、変更しなければならない場合は個別に基準が定められています。

導入件数はやや鈍化傾向にあります。順調に増え続けています。

・リスク分担型企業年金の導入件数は前年から増加無く23件でした。

制度の導入にあたっては、今後の追加拠出が発生しないよう予めリスク対応掛金を拠出することが前提となりますが、潤沢な剰余金を保有している場合は当該拠出額を抑制することが可能です。直近決算の剰余金次第では、これまでより導入しやすい環境にあると考えられます。

### <ご参考>

・厚生労働省「確定給付企業年金制度の主な改正(2017年1月1日施行)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000145209.html>

## 1-8. 第15回社会保障審議会年金部会の開催について

- 5月13日、第15回社会保障審議会 年金部会が開催
- 次期制度改正に向けて、これまでの年金部会で追加で検討が必要な「年金給付水準の示し方」「障害年金」「第3号被保険者制度」「加給年金」についての議論の深堀りが行われるとともに、「議論の中間整理の概要」について報告がなされた

～以下、メールマガジン「第15回社会保障審議会年金部会の開催について」転載～  
【配信日】2024年5月15日

5月13日、第15回社会保障審議会 年金部会(以下、年金部会)が開催され、次期制度改正に向けてこれまでの年金部会での議論で追加で検討が必要な事項として「年金給付水準の示し方」「障害年金」「第3号被保険者制度」「加給年金」について、議論の深堀りが行われました。

また、企業年金・個人年金部会で今年3月末に取りまとめられた「議論の中間整理」の概要について、事務局から報告がなされました。

今回の議論の主な内容をお伝えします。

### <今回の議題>

- (1)これまでの年金部会における議論で追加で検討が必要な事項について
- (2)社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理について(報告)

### <主な内容>(事務局からの説明内容)

(1)これまでの年金部会における議論で追加で検討が必要な事項

#### ①多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方について

- ・現状の夫婦2人世帯のモデル年金は、公的年金財政検証における所得代替率の変化を見るための指標「ものさし」であり、給付水準の変化を計るためには必要
- ・国民一人一人のリアリティーに近い年金額を示すことも必要であり、単身世帯、共働き世帯、片働き世帯、ひとり親世帯等の世帯類型や賃金水準の違い(男女別の平均的な収入、平均的な収入×1.25倍、平均的な収入×0.75倍等)による年金額を示すことではどうか

#### ②障害年金に関する論点

- ・障害厚生年金において、保険事故の発生時点を初診日とすることを維持しつつ、延長保護や長期要件を認めるべきかどうか
- ・障害年金受給者の法定免除期間について保険料納付済期間と同じ扱いにすべきかどうか
- ・直近1年要件について、2026年3月31日が措置期限であるが、これまで同様に10年間の延長をすべきかどうか
- ・障害基礎年金2級の水準は、老齢基礎年金の満額(40年拠出)で設定されているが、引上げる方法として、基礎年金拠出期間の45年化による満額の変更が適当かどうか
- ・障害年金と就労収入の関係をどのように考えるか、両者の間で一定の調整を行うべきか
- ・事後重症の場合でも、障害等級に該当するに至った日が診断書で確定できるのであれば、その翌月まで遡って障害年金を支給することを認めるべきかどうか

## 1-8. 第15回社会保障審議会年金部会の開催について

### ③第3号被保険者制度の在り方について

- ・女性の労働参加が進展し、共働き世帯が増加する中、被用者保険の適用拡大を進めることで、第3号被保険者制度の縮小・見直しのステップを踏んでいくことが考えられる
- ・いわゆる「年収の壁」を意識した就業調整が生じていることから、働き方に中立的な制度を構築していくことも必要
- ・被用者保険では、夫婦どちらかが就労する世帯・夫婦共働き世帯・単身世帯とも、1人当たり賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも負担・給付が同じ構造である
- ・多様な属性を含む第3号被保険者の所得保障として機能しており、個々の事情に応じた公平な線引きの技術的な難しさや、第3号被保険者に新たに保険料負担を求めた場合、免除や未納となり将来低年金となる可能性がある点等も踏まえ、今後の制度の在り方をどのように考えるか

### ④加給年金の在り方について

- ・老齢厚生年金の配偶者加給年金については、夫婦の年齢差で支給の有無や長短が決まり、公平性の観点から見直しの検討が必要であるが、これについてどう考えるか
- ・老齢厚生年金の子の加給年金、障害厚生年金の配偶者加給年金の在り方について、どう考えるか

## (2)社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理(事務局から報告)

### ①公的年金と私的年金の連携

- ・公的年金と私的年金の役割分担・位置づけについて柔軟に考えてよいという意見や公的年金をベースに議論すべきという意見

### ②拠出の在り方

- ・iDeCoの拠出限度額を上げるべきという意見、マッチング拠出の制限撤廃やキャッチアップ拠出が有効、企業・労働者間の格差の拡大の懸念や税の公平性から慎重に検討すべきという意見

### ③iDeCoの加入可能年齢の引上げ

- ・iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げるための措置を講ずることを踏まえ、私的年金制度を働き方や勤め先の違い、年金の加入状況によって有利・不利が生じないシンプルな制度とするべきとの意見

## <出席委員からの主な意見>

### (1)給付水準の示し方について、

- ・多様な世帯が自分の年金額をイメージできるようにすべき
- ・男女別は不要で年収別に示せばよい(複数の委員から同様の意見あり)
- ・若い世代が将来の年金額をイメージしやすいように世代別に示すのがよい

### (2)障害年金について

- ・障害年金の見直しは必要だが関係者ヒアリングを実施したうえで詳細検討が必要

## 1-8. 第15回社会保障審議会年金部会の開催について

---

### (3)第3号被保険者制度について

- ・まずは適用拡大を進め、第3号被保険者が縮小したうえで再度検討すればよい  
(複数の委員から同様の意見あり)
- ・世代により第3号被保険者の状況は異なっており不公平だから廃止とはならない
- ・第3号被保険者を廃止すると離婚時分割制度の基本的考え方を変えなければならない
- ・女性の就労に影響し、年収の壁による収入調整が行われており見直しは必要

### (4)加給年金について

- ・加給年金は時代の役割を終えており見直しが必要
- ・老齢厚生年金の配偶者加給年金は廃止、老齢厚生年金の子の加給年金、障害厚生年金の配偶者加給年金は残す
- ・老齢厚生年金、障害厚生年金の加給年金は全て廃止し、他で支援を実施

### <今後の予定について>

次回の年金部会の開催時期等については明らかにされておりませんが、引き続き、次期制度改正に向けて議論が進められていく見込みです。

### <ご参考資料>

○厚生労働省「第15回社会保障審議会年金部会」(2024年5月13日)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin\\_20240416\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240416_00001.html)

# 1-9. 第5回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について

- ・ 5月14日、第5回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会が開催
- ・ これまでの関係団体からのヒアリングを踏まえて、短時間労働者への被用者保険の適用拡大について議論が行われた

～以下、メールマガジン「第5回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について」転載～【配信日】2024年5月16日

5月14日、第5回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会（以下、懇談会）(注1)が開催されました。

これまで3回に分けて関係団体ヒアリングが行われましたが、これを踏まえ短時間労働者への被用者保険の適用拡大についての議論が行われました。

<今回の議題>

○短時間労働者に対する適用範囲の在り方について

<主な内容>（事務局からの説明内容）

- ・働き方・働く場所にかかわらず制度設計の必要性、適用拡大が労働者の働き方に与える影響、人手不足により人材確保が喫緊の課題となる中、適用拡大に伴う事業所の事務負担の増加・経営への影響等に留意しつつ短時間労働者の適用要件についてどのように見直すことが適切と考えるか

【現状の短時間労働者の4要件】

①労働時間要件

- ・被用者としての実態に相応しい基準として一定の労働時間を基準とするもので雇用保険の適用基準も参考に週の所定労働時間20時間以上としている

②賃金要件

- ・国民年金第1号被保険者の負担と給付のバランスを図る観点から、一定額以上の賃金を得ていることとし月額8.8万円(年収換算で約106万円)以上としている

③学生除外要件

- ・学生はパート労働市場における重要な労働供給源であるが、短期間で資格変更が生じるため手続きが煩雑となるとの考えから適用対象外としている  
(卒業後も引き続き当該適用事業所に使用される者、休学中の者、定時制課程及び通信制課程に在学する者、社会人大学院生等は被用者保険の適用対象となる)

# 1-9. 第5回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について

## ④企業規模要件

- ・従業員100人超(2024年10月には50人超まで拡大)
- ・中小事業所の負担を考慮して段階的な拡大を進めていくために設定されたもので本要件は改正法の附則に当分の間の経過措置として規定されたもの  
(従業員数は厚生年金保険の被保険者数ベースで法人単位でカウント)

### <委員からの主な意見>

- ・企業規模要件は廃止で良いが労働時間要件及び賃金要件については慎重な議論が必要  
(複数の委員から同様の意見あり)
- ・全ての労働者への適用拡大が必要であり労働時間要件についても雇用保険の10時間以上を参考に被用者保険も同様に引下げの検討が必要
- ・最低賃金が上がれば適用拡大も進むため、あえて賃金要件を見直す必要性はない
- ・企業規模要件の廃止に際しては段階的な実施と対応までの時間的猶予が必要  
(一方、企業規模要件は段階的ではなく即時に撤廃との意見もあり)
- ・小規模事業主に対するコスト負担への支援策と実務負担への考慮が必要
- ・適用拡大による加入者メリットについて働き手に正しく伝えることと理解が必要
- ・適用拡大に関する人件費増はコスト増と考えるのではなく今後の人口減少社会における企業経営の考え方を変革する必要がある

### <今後の予定について>

次回、第6回は5月28日開催予定で「個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方」と「複数の事業所で勤務する者、フリーランス、ギグワーカー等の多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方」について議論が行われる予定です。

また、第7回以降については6月～夏頃に「論点整理」と「議論のとりまとめ」が行われて、その結果が年金部会に報告される見込みです。

注1: 第12回社会保障審議会年金部会(1月31日)で、働き方の多様化等を踏まえ、被用者保険の適用拡大における今後の課題と対応について関連分野の有識者や労働者・使用者団体等からなる懇談会を実施することとされたもの

### <ご参考資料>

○厚生労働省「第5回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」(2024年5月14日)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin\\_20240131\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240131_00010.html)

# 1-10. 第35回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について

- 5月22日、第35回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会が開催
- 資産運用立国実現プランで示された課題等でもある「確定給付企業年金の資産運用力向上のための施策」について議論

～以下、メールマガジン「第35回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について」転載～  
【配信日】2024年5月23日

5月22日に第35回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会(以下、企・個部会)が開催され、先日まとめられた「議論の中間整理」の中から、資産運用立国実現プランで示された課題等でもある「確定給付企業年金の資産運用力向上のための施策」についての議論が行われました。

主な内容についてお伝えします。

## <今回の議題>

- (1)DBの資産運用力向上のための施策について
- (2)その他(DCエクセレントカンパニー受賞企業にみる制度運営の好事例紹介)

## <主な内容>(事務局からの説明内容)

- (1)DBの資産運用力向上のための施策について  
○資産運用立国実現プランで示された課題と施策

### 【課題】

- ・DBが加入者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行するためには、母体企業の財務戦略・人事戦略並びに年金財政運営状況等を踏まえ、DBごとに最適な運用方針を策定し、それに応じて適切に運用受託機関を選択するとともに企業の置かれた状況や環境の変化に応じて定期的に見直しを行うことが重要

### 【施策】

- ・DBに対して運用力の向上や受託者責任の普及啓発に向けて資産運用に関する研修、情報提供を通じた人材育成等の取組を推進
- ・DBが契約の形態如何に関わらず定期的に総幹事会社を含めた運用委託先を評価し、必要に応じて運用力次第で委託先を変えるなどの見直しを促進することについてDB運用ガイドラインを改定するなど必要な方策を講じる

- DB運用ガイドラインの改訂案(事務局から提示された内容)

### 【金融サービスの提供に関する法律における「誠実公正義務」の位置づけ】

- ・新たな事項が義務づけられたものではなく現行の忠実義務等の規定による対応を定着、底上げするものである旨を一般的な義務に「注」として追記

# 1-10. 第35回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について

## 【スチュワードシップ活動に係る協働モニタリング】

- ・運用受託機関によるスチュワードシップ活動について協働モニタリングの取組に参画することが考えられる旨を記載

## 【運用受託機関の定期的な評価・必要に応じた見直し】

- ・総幹事会社を含む運用受託機関の定期的な評価・必要に応じた見直しを行うことが望ましいことを記載

## 【人材育成等の推進】

- ・適切な資質を持った人材(一定年数の実務経験を有する人材、関連する資格や研修受講歴を有している人材等)の計画的な登用・配置が望ましいことや、専門性の向上に努めることを記載

## 【加入者のための見える化】(任意の情報開示)

- ・加入者の利益に資するよう加入者への周知事項等をHP公表(情報開示)することが考えられる旨を記載

## 【アセットオーナープリンシプルについて】

- ・今後のアセットオーナープリンシプルの議論を踏まえてDB運用ガイドラインへの記載を検討

## <委員からの主な意見>

- ・DB運用ガイドラインの改訂に際しては、資産規模が小さいDBでも取組みが可能な施策とするなどの配慮が必要(複数の委員から同様の意見あり)
- ・規約型や小規模DBでは、適切な資質を持った人材登用が難しい場合もあり、人材育成の観点から研修機会の提供が必要(複数の委員から同様の意見あり)
- ・企業年金は労使合意に基づく労働条件であり労働組合の関与が不可欠であるため、DB運用ガイドライン等でもその旨の規定が必要
- ・運用担当者が持つべき専門性について、具体的な項目などを示せると良い

## (2)その他(DCエクセレントカンパニー受賞企業にみる制度運営の好事例紹介)

○NPO法人DC・iDeCo協会がDCの制度運営において熱心な取り組みをしている事業会社からの自薦他薦によるエントリーから受賞会社を選定しているもの

## 【継続教育部門の審査ポイント】

- ①制度運営についてありがたい姿・ビジョンがあるか
- ②教育の効果が上がっているか
- ③10年に一度は全加入者が受講できるしくみになっているか
- ④属人的ではなく継続的に実施できる体制になっているか

(2023年受賞会社)住友理工、オオヤマ、ばいこう堂

(主な受賞理由)職場の「仕組み」を活用した継続教育の実施、ありがたい姿とのギャップから課題を発見し掘り下げるPDCAの実施等

# 1-10. 第35回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について

## 【ガバナンス部門の審査ポイント】

- ①制度運営についてありたい姿・ビジョンがあるか
- ②経営クラスを含めた制度運営モニタリングの体制があるか
- ③モニタリング結果を加入者に広く社員に伝達しているか

(2023年受賞会社) パナソニックグループDC/パナソニックオペレーショナルエクセレンス、サントリーホールディングス、コカ・コーラボトラーズジャパン

(主な受賞理由) 加入者の意見が反映される体制構築(DC委員会の設置)と同委員会による運営管理機関の評価・商品見直し・投資教育など

## <今後の予定について>

- ・「DB運用ガイドラインの改訂」について、本公示された事務局案に対して特段反対意見等はありませんでした。今後、アセットオーナー・プリンシプルの夏頃の公表結果を踏まえて、詳細の規程を事務局で検討のうえ、秋頃を目途にDB運用ガイドラインの改訂が行われる予定です。
- ・次回の企・個部会の開催時期や内容等は明らかにされておりませんが、先日まとめられた「議論の中間整理」に沿って、次期制度改正・税制改正に向けて、各項目毎に順次議論が行われていくと見込まれます。

## <ご参考資料>

- 厚生労働省「第35回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会」資料

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40296.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40296.html)

- 政府「アセットオーナー・プリンシプルのアウトライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001255781.pdf>

- NPO法人DC・iDeCo協会「2023年度 DCエクセレントカンパニー表彰」

<https://home.dcnenkin.jp/awards-list/detail/post-6094/>

# 1-11. 第6回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について

- ・ 5月28日、第6回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会が開催
- ・ これまでの関係団体ヒアリングを踏まえ、個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方と複数の事業所で勤務する者、フリーランス、ギグワーカー等の多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方についての議論

～以下、メールマガジン「第6回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について」転載～【配信日】2024年5月29日

5月28日、第6回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会（以下、懇談会）(注1)が開催されました。

これまで3回に分けて関係団体ヒアリングが行われましたが、これを踏まえ個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方と複数の事業所で勤務する者、フリーランス、ギグワーカー等の多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方についての議論が行われました。

## <今回の議題>

- (1)個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方について
- (2)複数の事業所で勤務する者、フリーランス、ギグワーカーなど多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方について

## <主な内容>（事務局からの説明内容・論点）

- (1)個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方について
  - ・法人事業所及び常時5人以上を使用する個人事業所の法定17業種は強制適用
  - ・常時5人以上を使用する個人事業所の法定17業種以外及び5人未満の個人事業所は強制適用外（任意包括適用は可能）
  - ・5人未満の個人事業主は家族で事業を実施している等の雇用実態の把握が難しいこと及び被用者保険適用の事務処理能力を勘案して設定した基準
  - ・政府「全世代型社会保障構築会議報告書」（2022年）において、「個人事業所の非適用業種の解消を早急に図るべき」旨が明記
  - ・新たに被用者保険の適用となる事業所の事務負担、経営への影響等に留意し個人事業所の適用範囲について、どのように見直すことが適当か
- (2)複数の事業所で勤務する者、フリーランス、ギグワーカーなど多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方について
  - ・社会保険の適用は事業所毎に判断
  - ・複数事業所で勤務する場合もそれぞれの事業所単位で適用を判断し両事業所で適用となる場合の保険料は各事業所の報酬を合算して適用する
  - ・複数事業所で勤務する場合で、それぞれの事業所で非適用となる場合は両方の事業所で合算して適用要件を満たす場合でも非適用となる
  - ・複数事業所で適用要件を満たす者の適用事務の合理化、複数事業所での労働時間等を合算すれば適用要件を満たす者の被用者保険の適用の在り方についてどう考えるか
  - ・また、フリーランスやギグワーカー等の雇用類似の働き方を行う者について、被用者保険の適用の在り方をどう考えるか

# 1-11. 第6回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について

## <委員からの主な意見>

### (1)個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方について

- ・基本的には全ての労働者に被用者保険を適用していく方向性は理解しつつも小規模事業主のコスト増への支援と事務負担増への考慮(適用事務の効率化)が必要(複数の委員から同様の意見あり)
- ・まずは、5人以上の個人事業所のうち適用外の業種への適用を進めたらどうか
- ・5人未満の個人事業所については事業主への影響が大きく、業種毎に影響度を把握したうえでの検討が必要
- ・適用に際しては状況を見ながら慎重に段階的に実施していくのが良いとの意見がある一方で、一斉に実施すべき、事務負担を理由に先延ばしすべきではないとの意見もあり
- ・被用者保険の適用拡大による国民健康保険の財政悪化への影響の検討が必要
- ・適用範囲の拡大を実施する際は、事前に小規模事業者への広報・周知が必要

### (2)複数の事業所で勤務する者、フリーランス、ギグワーカーなど多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方について

- ・複数事業所での合算適用については、どちらの事業主で適用とするのか又は事業主の事務負担の考慮等の検討が必要
- ・フリーランス等は労働者性があれば被用者として適用すべきであるが労働者としての判断基準については検討が必要
- ・フリーランスを被用者保険に適用した場合、国民年金や国民健康保険の存在意義をどう考えるのか
- ・複数事業所勤務者やフリーランスへの被用者保険の適用拡大については実態の把握と慎重な検討が必要(複数の委員から同様の意見あり)

## <今後の予定について>

- ・次回の懇談会は6月11日(火)で「これまでの論点整理」について議論が行われる予定です。今年夏に向けて本懇談会の「議論のまとめ」が行われ年金部会に報告される見込みです。

(注1)第12回社会保障審議会年金部会(1月31日)で、働き方の多様化等を踏まえ、被用者保険の適用拡大における今後の課題と対応について関連分野の有識者や労働者・使用者団体等からなる懇談会を実施することとされたもの

## <ご参考資料>

○厚生労働省「第6回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」  
(2024年5月28日)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin\\_20240131\\_00011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240131_00011.html)

# 1-12. 第4回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について

- 6月3日、アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会が開催
- 前回の作業部会で示された骨子案に基づいて、2024年夏に公表予定の「アセットオーナー・プリンシプル(案)」が示された

～以下、メールマガジン「第4回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について」転載～  
【配信日】2024年6月4日

6月3日、「第4回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会(※1)  
(以下、作業部会)が開催されました(作業部会は非公開で資料開示のみ)。  
前回の作業部会で示された骨子案に基づいて、2024年夏に公表予定の「アセットオーナー・プリンシプル(案)」が示されました。

なお、前回もお伝えしましたが、本プリンシプルを受け入れる場合でも全ての原則を一律に実施しなければならないものではなく「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法を採用することも明示されています。  
今回の作業部会で示された「アセットオーナー・プリンシプル(案)」の内容は以下のとおりです。

## <アセットオーナー・プリンシプル(案)>

### 【背景及び目的】

- ・「成長と分配の好循環」を実現するため、家計の資金が成長投資に向かい、企業価値向上が家計に還元されることで、更なる投資や消費につながる資金の好循環を生み出すことが重要であり、企業やアセットオーナー等のインベストメントチェーンの各主体が機能を発揮することが重要である
- ・アセットオーナーは、直接的・間接的に金融資本市場を通じて企業・経済の成長の果実を受益者等にもたらす重要な役割を担っており、受益者等の最善の利益を追求する観点から、運用目的や財政状況等に基づいた目標を定め、それを達成するために投資先企業や委託先金融機関を厳しい眼で見極め、受益者等に利益をもたらすとともに投資先企業の中長期的な成長・企業価値向上や委託先金融機関の健全な競争による運用力向上につながることを期待される
- ・アセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して運用する責任(フィデューシャリー・デューティー)を果たしていく上で有用と考える共通の原則を定める

### 【本プリンシプルの位置づけ・原則主義「プリンシプルベース・アプローチ」】

- ・アセットオーナーの範囲は広く課題もそれぞれである点を踏まえ、本プリンシプルは、アセットオーナーがそれぞれの置かれた状況に応じて受益者等に適切な運用の成果をもたらすよう、アセットオーナー共通の原則を定め、それに対して受入れを求める原則主義(いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」)を採用
- ・本プリンシプルは、法令とは異なり法的拘束力を有さず、一律に対応を求めるものではない。アセットオーナーは十分に検討した上で、この趣旨に賛同し、本プリンシプルを受け入れるかどうか判断することが期待される

# 1-12. 第4回アセットオーナー・プリンシプルに関する 作業部会の開催について

## 【コンプライ・オア・エクスプレイン】

- ・いずれのアセットオーナーの範囲は様々であるが、いずれのアセットオーナーにおいても、受益者等の最善の利益を追求するための備えがあることを自ら点検し、それぞれのステークホルダーあるいは対外的に示すことで理解や対話、協働につなげ運用力の向上を図っていくという形で、プリンシプルを活用することが期待される
- ・本プリンシプルを受け入れる場合でも、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではなく「コンプライ・オア・エクスプレイン」(原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか)の手法を採用する
- ・原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考えられる原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明(エクスプレイン)することにより一部の原則を実施しないことも想定
- ・「実施しない理由」の説明(エクスプレイン)に当たっては、実施しない原則に係る自らの対応についてステークホルダーの理解が十分に得られるように留意する

## 【受入状況の可視化】

- ・本プリンシプルを受け入れる場合は、その旨を所管の関係省庁に表明し、政府において受入状況を一覧性のある形で整理・公表する
- ・アセットオーナーは、例えば、自身のウェブサイトなど一般に見える形で、以下を公表することを期待する
  - (1)本プリンシプルを受け入れる旨
  - (2)実施(コンプライ)する各原則の実施状況
  - (3)実施しない原則がある場合にはその原則を実施しない理由(エクスプレイン)

### ○原則1

アセットオーナーは受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのか運用目的を定め、適切な手続きに基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

### ○原則2

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは「原則1」の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合は、外部知見の活用や外部委託を行うべきである。

### ○原則3

アセットオーナーは、運用目標の実現のため運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに定期的な委託先の見直しを行うべきである。

# 1-12. 第4回アセットオーナー・プリンシプルに関する 作業部会の開催について

## ○原則4

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

## ○原則5

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

(注)各原則の下に、補充原則が規定されています。

※1 本作業部会は「資産運用立国実現プラン」(2023年12月13日)において、「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(アセットオーナー・プリンシプル)を2024年夏目途に策定する」と明記されたため、実務レベルの検討を行うべく資産運用立国分科会の下に設置されたもの。

## <今後の予定について>

・次回の作業部会の開催時期や内容等は明らかにされておりませんが、2024年夏の公表に向けて、今回示された(案)をベースに最終の確認が行われていくものと見込まれます。

## <ご参考資料>

○第4回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会(2024.4.25)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/bunkakai/asset\\_dai4/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/asset_dai4/index.html)

# 1-13. 2024年3月末の企業年金の資産残高等について (信託協会集計結果)

- 信託協会、5月30日に2024年3月末現在における企業年金の受託概況を取りまとめ、公表
- 企業年金(確定給付型)は受託件数、加入者数がともに減少し、資産残高のみ増加した一方、確定拠出年金(企業型)は規約数、資産額、加入者数いずれも増加

～以下、メールマガジン「2024年3月末の企業年金の資産残高等について(信託協会集計結果)」転載～  
【配信日】2024年6月11日

5月30日、信託協会が生保協会・JA共済連・運営管理機関連絡協議会と共同で、2024年3月末現在の企業年金の受託概況を取りまとめ、公表しましたのでご案内いたします。

## (1)企業年金(確定給付型)の受託概況(2024年3月末現在)

○受託件数 11,798件(対前年比 1.1%減)

【内訳】厚年基金:4件(同 20%減)

DB年金 :11,794件(同 1.1%減)

○資産残高(時価) 86兆4,300億円(同 7.3%増)

【内訳】厚年基金:16兆 993億円(同11.2%増)

DB年金 :70兆3,306億円(同 6.5%増)

○加入者数 915万人(同 1.0%減)

【内訳】厚年基金: 11万人(同 8.3%減)

DB年金 :903万人(同 0.9%減)

→厚年基金・DB年金ともに受託件数・加入者数が減少し、資産残高は増加しました。

## (2)確定拠出年金(企業型)の統計概況(2024年3月末現在)

○規約数:7,222件(対前年比 2.5%増)

○資産額(時価):22兆7,061億円(同 21.2%増)

○加入者数:830万人(同 3.1%増)

→規約数・資産額・加入者数いずれも増加しました。

## <ご参考資料>

◎ニュースリリース(信託協会 HP)

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/list/>

# 1-14. 第7回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について

- ・ 6月11日、第7回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会が開催
- ・ 今回は、これまでの議論を踏まえた「論点整理」が事務局から示され、さらなる意見交換が行われた

～以下、メールマガジン「第7回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について」転載～【配信日】2024年6月13日

6月11日、第7回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会（以下、懇談会）(注1)が開催されました。

今まで関係団体ヒアリングをもとに被用者保険の適用の在り方についての議論が行われてきましたが、今回はこれまでの議論を踏まえた「論点整理」が事務局から示され、さらなる意見交換が行われました。

## <今回の議題>

○これまでの意見交換を踏まえた論点整理

## <主な内容>（事務局から示された論点）

### (1)短時間労働者への適用拡大

- ・「企業規模要件（50人超）」、「労働時間要件（週20時間以上）」、「賃金要件（月8.8万円以上）」、「学生除外要件」について、実務面での課題も踏まえてどう考えるか

### (2)個人事業所に係る適用拡大

- ・常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種および5人未満の個人事業所への適用拡大について、新たに適用となる場合の事業主の事務負担や保険料負担等を考慮し、見直しの必要性についてどう考えるか

### (3)複数の事業所で勤務する者への適用の在り方

- ・複数の事業所での勤務時間を合算すれば被用者保険の適用要件を満たす者について実務面での課題も踏まえてどう考えるか

### (4)フリーランス等への適用の在り方

- ・労働者性の整理が必要であることと、雇用流動性による保険者の確定等の実務面での課題も踏まえてどう考えるか

# 1-14. 第7回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について

## <委員からの主な意見>

### (1)短時間労働者への適用拡大

- ・業種や事業主の違いで社会保険の適用が異なるべきではなく、働き方に中立な被用者保険の適用を目指すべきである
- ・企業規模要件の撤廃を最優先に進めるべき(複数の委員から同様の意見あり)
- ・小規模事業主のコスト増と事務負担増への支援と助成措置が必要(複数の委員から同様の意見あり)
- ・適用拡大を進めるには、事業主の理解と納得、労働者の正しい理解が必要
- ・適用範囲の拡大の実施には事前に十分な期間の周知が必要であり、段階的な適用も考えられる
- ・被用者保険の適用拡大による国民健康保険の財政悪化への影響への検討が必要
- ・雇用保険と社会保険では保険適用者への考え方が異なるため10時間以上の要件は必ずしもそろえる必要はない
- ・最低賃金が上がっている中、労働時間を満たせば賃金要件を満たすため、賃金要件は廃止しても良いのではないかとの意見が複数あった一方、賃金要件と時間要件は慎重な検討が必要との意見も複数あり
- ・学生除外要件は理由があり現状維持で良い(複数の委員から同様の意見あり)

### (2)個人事業所に係る適用拡大

- ・経済環境の変化と時代に合わせた非適用業種への適用拡大が必要
- ・5人未満の個人事業主への適用拡大を実施すべきとの意見と事業主への影響の考慮を慎重に判断すべきとの意見あり

### (3)複数の事業所で勤務する者への適用の在り方

- ・複数事業所の勤務者への合算適用については、事業主での実務負担の増加等を考慮した慎重な検討が必要

### (4)フリーランス等への適用の在り方

- ・フリーランス等については、労働者か否かの判断基準が重要であり、労働者性が強ければ適用対象とすべきだが、事業主性が強い働き方であれば適用対象とはすべきでない

## <今後の予定>

- ・次回懇談会の開催時期は明らかにされておりませんが、今回は本懇談会における「議論のとりまとめ」が行われ、今年夏に年金部会に報告される予定です。

(注1)第12回社会保障審議会年金部会(1月31日)で、働き方の多様化等を踏まえ、被用者保険の適用拡大における今後の課題と対応について関連分野の有識者や労働者・使用者団体等からなる懇談会を実施することとされたもの

## <ご参考資料>

- 厚生労働省「第7回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」(2024年6月11日)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin\\_20240131\\_00013.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240131_00013.html)

---

## 2. その他トピックス

## 2-1. 男女共同参画会議、「女性版骨太の方針2024（原案）」を公表

- ・ 5月31日、男女共同参画会議は「女性版骨太の方針(原案)」を公表
- ・ 本方針以外にも、6月5日、「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム」が中間取りまとめ(案)を公表し、男女間賃金格差が比較的大きい5業界に、男女間賃金格差解消に向けたアクションプラン策定を要請

～以下、メールマガジン「男女共同参画会議、「女性版骨太の方針2024(原案)」を公表」転載～  
【配信日】2024年6月10日

5月31日、男女共同参画会議は「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024(原案)」(以下、「女性版骨太の方針(原案)」)(※1)を公表しました。

この中から、社会保障や情報開示に関連するいくつかの項目についてご案内します。詳細は末尾リンク先の本方針の原案をご参照ください。

### 【社会保障】

○以下3つの観点を踏まえ、女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等を検討

- ・ 現行の制度は就業調整を選択する人を増やしているのではないか
- ・ 配偶者の経済力に依存しやすい制度は、男女間賃金格差も相まって、女性が経済的困窮に陥るリスクを高める結果となっているのではないか
- ・ 現行の制度は分配の観点から公平な仕組みとなっていないのではないか

○2025年4月から2歳未満の子を養育するために時短勤務をするときに、時短勤務中の賃金の10%を支給する育児時短就業給付を実施

⇒6月5日、参院本会議で「子ども・子育て支援法等改正法」が可決、成立※2

### 【情報開示】

○女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異に係る情報公表について、義務対象を常用労働者の数が101人以上300人以下の一般事業主への拡大を検討

○2025年度末に期限を迎える女性活躍推進法の延長に向け、女性特有の健康課題や正確かつ最新の情報公表など、さらなる女性活躍推進に向け検討

○男女間賃金格差の大きい業界に着目し、各業所管省庁等を通じた実態把握・分析・課題の整理を踏まえ、対応策を検討

### <関連情報>

本方針以外にも、6月5日、「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム」が中間取りまとめ(案)※3を公表し、男女間賃金格差が比較的大きい5業界※4に、男女間賃金格差解消に向けたアクションプラン策定を要請しました。

2024年内の着手、早期公表が求められています。

## 2-1. 男女共同参画会議、「女性版骨太の方針2024 (原案)」を公表

---

### <所見>

本方針を受け、公的年金制度においては被用者保険の適用拡大や年収の壁への対応策の議論がさらに進むものと考えられます。

また、男女間賃金格差が大きい特定の業界においては、アクションプランの策定に加え、格差の要因分析を深める必要性など、情報開示への影響が予想されます。

### <ご参考資料>

※1 内閣府「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024(女性版骨太の方針2024)(原案)」

[https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo\\_kaigi/siryo/pdf/ka72-1.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryo/pdf/ka72-1.pdf)

※2 参議院「議案情報「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/213/meisai/m213080213022.htm>

※3 厚生労働省「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム中間取りまとめ(案)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001260825.pdf>

※4 ①金融業・保険業、②食品製造業、③小売業、④電機・精密業、⑤航空運輸業

## 2-2. 政府、「経済財政運営と改革の基本方針2024(原案)」と「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(2024改訂版案)」を公表、「女性版骨太の方針2024」を決定

- 政府は、経済・財政政策の柱となる「骨太の方針」と、具体的な計画を定義した「実行計画」を公表
- 「女性版骨太の方針2024」も6月11日に決定

～以下、メールマガジン「政府、「経済財政運営と改革の基本方針2024(原案)」と「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(2024改訂版案)」を公表、「女性版骨太の方針2024」を決定」転載～【配信日】2024年6月14日

6月11日「経済財政運営と改革の基本方針2024(原案)」(骨太の方針※1)、6月7日「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版案」(※2)が公表されました。

また、6月11日「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」(「女性版骨太の方針2024」)(※3)が決定されました。

これらから、人事・社会保障等に関連した主な政府方針についてご案内します。

### <人事>

- ・ジョブ型人事導入の企業事例集「ジョブ型人事指針」を今夏公表予定
- ・副業・兼業における労働時間の通算管理の在り方について検討
- ・非正規雇用労働者の待遇差是正に関するガイドラインの見直しを検討
- ・多様な正社員・無期雇用フルタイム社員にも同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていく
- ・役職定年・定年制の見直し等を企業に求める

### <社会保障/年金/金融教育>

- ・「年取の壁」を意識せず働けるよう、被用者保険の適用拡大等を見直し
- ・運用・ガバナンス・リスク管理に係るアセットオーナー・プリンシプルを策定
- ・DBの運用力向上や受託者責任の普及啓発に向け、DBのガイドラインを改定
- ・DB・DCの運用状況等の情報開示を次期年金制度改正に併せて実施
- ・iDeCoの拠出限度額、受給開始年齢、加入可能年齢の上限等、本年中に結論
- ・2028年度末までに金融経済教育を受けたと認識する人の割合を20%に増やす

なお、「女性版骨太の方針2024」は原案から大きな変更なく、その内容の一部は今回の骨太の方針・実行計画にも盛り込まれています。6月10日に当メールマガジンにて配信した内容もご参照ください。

### <所見>

人事分野では、役職定年・定年制の見直しが企業に求められます。役職定年制を廃止した企業の割合は増加しており(※4)、今後も多くの企業が見直しを検討することが予想されます。また、年金については本方針で掲げられた項目について、次期改正に向けて社会保障審議会での議論が加速するものと考えられます。

## 2-2. 政府、「経済財政運営と改革の基本方針2024(原案)」と「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(2024改訂版案)」を公表、「女性版骨太の方針2024」を決定

---

詳細は以下をご参照ください。

<ご参考資料>

※1 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2024(原案)」

[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2024/0611/shiryo\\_01.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2024/0611/shiryo_01.pdf)

なお、「骨太の方針」は政府が経済・財政政策の柱となる基本方針を取り纏めたものです。

※2 内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版案」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/kaigi/dai28/shiryoyou1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai28/shiryoyou1.pdf)

※3 内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024」

[https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2024\\_honbun.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2024_honbun.pdf)

※4 日本経済団体連合会「2023年人事・労務に関するトップ・マネジメント調査結果」

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/006.pdf>

---

### 3. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(2024年4月～6月)

### 3. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (2024年4月～6月)

配信日	タイトル	公的年金 企業年金	その他
3月28日(*)	第2回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について	○	
3月29日(*)	第33回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について	○	
4月15日	社会保障審議会「第9回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催について	○	
4月18日	第14回社会保障審議会年金部会の開催について	○	
4月26日	第34回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について	○	
4月26日	第3回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について	○	
5月13日	リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について	○	
5月15日	第15回社会保障審議会年金部会の開催について	○	
5月16日	第5回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について	○	
5月23日	第35回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について	○	
5月29日	第6回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について	○	
6月4日	第4回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について	○	
6月10日	男女共同参画会議、「女性版骨太の方針2024(原案)」を公表		○
6月11日	2024年3月末の企業年金の資産残高等について(信託協会集計結果)	○	
6月13日	第7回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について	○	
6月14日	政府、「経済財政運営と改革の基本方針2024(原案)」と「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(2024改訂版案)」を公表、「女性版骨太の方針2024」を決定		○

\*は前回の三菱UFJ年金ニュース特別版(2024.1～2024.3)発行後に発行された情報です。

三菱UFJ信託銀行株式会社 トータルリワード戦略コンサルティング部  
〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

[www.mufg.jp](http://www.mufg.jp)